

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	年度
条 例 名	神奈川県地方卸売市場条例				
条 例 番 号	昭和46年神奈川県条例第65号	法規集	第9編第1章第12節		
所 管 室 課	環境農政局農政部農政課				
条 例 の 概 要	卸売市場法第68条及び第74条の規定に基づき、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため地方卸売市場の開設及び業務に関し、必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	令和2年6月に施行される改正卸売市場法には、地方卸売市場の開設等の手続きや取引業務に関する規制について定められており、これらを規定する本条例は、不要な条例となる。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	地方卸売市場の取引業務について、一定の規制を設けることにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化が図られており、本条例は、目的達成のため有効である。			・届出等件数 平成30年度 20件 平成29年度 23件 平成28年度 9件 平成27年度 23件 平成26年度 37件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	地方卸売市場の開設等の手続き及び取引業務に係る事実確認のための報告書提出等、条例の目的を達成するため必要な範囲に限定しており、条例の目的達成のため、本条例は効率的な内容となっている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	県政運営の総合的・基本的指針である総合計画「かながわグランドデザイン」<基本構想>において、産業・労働分野の2025年にめざすがたとして「農林水産業の活性化」を掲げており、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	卸売市場法に基づき、地方卸売市場の開設等について必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令には抵触しない。			
	その他	卸売市場法の改正を受けて、平成31年1月に、神奈川県卸売市場審議会から本条例は廃止することが妥当との答申を受けた。			
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないが、改正卸売市場法の施行時に、本条例を廃止する。	